【資料３－１】事業者等に対する指導及び監査の実施について

本市では、令和３年度より特定相談支援事業者と障害児相談支援事業者（従業者等を含む。以下「事業者等」といいます。）に対して指導監査を実施します。

１．実施の根拠

（１）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

（２）児童福祉法

（３）本庄市指定特定相談支援事業者等指導及び監査実施要綱

２．指導の形態・実施方法

集団指導	事業者等を一定の場所に集めて講習等の方法により行います。新たに指定を受けた事業者等に関しては、おおむね１年以内に全てを対象として実施し、その他の事業者等に関しては、必要に応じて実施します。
実地指導	事業者等の事業所において実地に行います。おおむね３年に１度実施しますが、新たに指定を受けた事業者等に関しては、指定を受けた年度又はその翌年度に実施します。

３．集団指導の通知・指導方法

あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該事業者等に通知し、サービス等の取扱い、相談支援給付等に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行います。

４．実地指導の通知・指導方法・指導結果の通知等

指導通知	原則として実施予定日の１か月前までに、あらかじめ次に掲げる事項を当該事業者等に通知します。 （１）実地指導の根拠規定及び目的 （２）実地指導の日時及び場所 （３）指導担当者 （４）出席者 （５）準備すべき書類（※） （６）その他必要な事項 （※）準備すべき書類は、事前提出資料と当日準備資料の２種類があります。

指導方法	下記通知内の別紙「主眼事項及び着眼点等」に基づき、関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式で行います。なお、ＩＣＴで書類を管理している事業者等に対しては、適宜パソコン画面上で書類を確認する等の方法を採ることもあります。 （１）指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について（平成２６年１月２３日付け障発０１２３第２号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） （２）指定障害児通所支援事業者等の指導監査について（平成２６年３月２８日付け障発０３２８第４号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
指導結果の通知等	（１）実地指導の結果については、当該事業者等に文書をもって通知します。 （２）文書による改善指導事項については、所定の期日までに改善報告書の提出を求めます。 （３）改善報告書の内容に疑義又は改善が不十分と認められるときは、再度の実地指導その他必要な指導を行います。

５．相談支援給付等の返還

実地指導の結果、サービス等の内容又は相談支援給付等に係る請求に関し不当な事実を確認したときは、当該事業者等に対し相談支援給付等の返還を求めます。

６．監査への変更

実地指導中に次に掲げる状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに上記通知内の別添２に定めるところにより監査を行うことができます。

（１）著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断したとき。

（２）相談支援給付等に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められるとき。

７．指導拒否への対応

正当な理由がなく実地指導を拒否した場合は、監査を行います。

８．業務改善勧告の実施

（１）市は、監査の結果、基準違反が確認された場合は、速やかに業務改善勧告書の発出を行います。

（２）事業者等は、（１）の業務改善勧告書を受けたときは、当該業務改善勧告書に記載された事項を改善し、期限内に別に定める改善結果報告書により市に報告しなければなりません。

９．業務改善命令の実施

（１）市は、監査の結果、業務改善勧告事項について定められた期間内に改善内容に従わなかった事業者等に対し、速やかに業務改善命令書の発出を行い、業務改善命令を行った旨を公示します。

（２）事業者等は、（１）の業務改善命令書を受けたときは、当該業務改善命令書に記載された事項を改善し、期限内に別に定める改善結果報告書により市に報告しなければなりません。

１０．指定の取消し等

（１）市は、正当な理由なく、定められた期間内に上記の業務改善命令に従わなかった場合は、事業者等に係る指定を取消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止(指定の取消し等)すことができます。また、指定の取消し等を行った旨を公示します。

（２）市は、指定の取消し等が行われた場合、原則としてその支払った額を返還させるとともに、返還させるべき額に１００分の４０を乗じて得た額を支払うよう指導します。

１１．実地指導の具体的な時期について

上記２．で示したように実地指導を実施することとしていますが、具体的には下記のスケジュールで行うことを予定しています。

令和３年度以降に新規で指定を受けた事業者	新規に指定を受けた年度又はその翌年度を基準年度とし、以降はおおむね３年に１回実施します。
令和２年度までに新規又は更新の指定を受けた事業者	基準年度は、事業者と調整のうえ設定します。以降は、おおむね３年に１回実施します。
特定相談と障害児相談の指定年度が異なる事業者	両種類の実地指導は同時に実施します。基準年度は、事業者と調整のうえ設定します。以降は、おおむね３年に１回実施します。

なお、事業者の負担軽減のため、県、他市町村及び市役所内の担当部門間での調整により、同一所在地や関連法に基づく指導監査等を合同実施することもあります。その場合は、調整の結果、必ずしも上記スケジュール通りにならない可能性もあることをご承知おきください。